



共同実施だより

2号

平成19年6月21日発行
10支部共同実施会（経営サポート班）

静岡も6月14日に梅雨入りし、校庭の木々も雨に打たれて、緑がよりあざやかに目に映ります。

学校行事も小学校では遠足・宿泊訓練・運動会、中学校では野外学習・修学旅行等も終わり一段落したところでしょうか。



住民税についてお知らせします。
 今年は『税源移譲』があり所得税が減額され
 住民税が大幅に増額されました。
 すでに所得税は1月より減税されています。
 これで県や市から身近な行政
 サービスを効率よく受けられる
 ようになります。

住民税の通知は6月の給与明細書と一緒に配布します。見方については裏面をみてください。

医療費控除等の確定申告を行った場合、その結果が反映されているか確認しましょう。



共済組合からのお知らせ … 地方公務員等共済組合法施行令の一部改正により 19.4.1

70歳未満の者の入院に係る高額療養費が現物給付となり、医療機関の窓口での支払額が高額療養費の自己負担限度額までとなり、支払額が軽減されます。

現物給付を受けようとするときは、「限度額適用認定証」が必要です。

「傷病手当金」「出産手当金」等の給付日額等が次のように改正されました。

給付日額は、給料日額の3分の2に1.25を乗じて得た額

任意継続組合員に加入した後に事由が生じた場合の支給は廃止

傷病手当金付加金は在職中のみ支給

傷病手当付加金には経過措置がある。

住民税通知書の見方は裏面です。

就学時の健康診断が家族休暇で取得できるようになりました。

住民税特別徴収のお知らせ

(給与から天引きして納税する方法を「特別徴収」といいます。)

あなたの住んでいる市町から、平成19年分の住民税の通知が届きました。

市民税・県民税の納税先は、平成19年1月1日現在で記入した「平成19年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の居住地のある市町です。

18年度末に退職して現在は無収入だったり、これから休業等で無給になるという人でも考慮はしてもらえません。

昨年末の年末調整や、2月の確定申告(行った人のみ)の情報が正しく反映されているはずですが、念のため確認してみましょう

市民税・県民税 特別徴収税額の決定

「総所得金額」=あなたの、平成18年中(18.1.1~18.12.31)の、「所得」(「収入」ではない)の合計

「所得控除合計額」=平成18年中の年末調整【扶養控除・保険料控除・住宅取得控除等の申告】または確定申告による、住民税算出のための非課税の合計

所得税を算出(年末調整)したときの計算式や控除額とは異なります。 通知書の裏面に計算の説明があります。

「課税総所得金額」=「総所得金額 - 所得控除合計額」=住民税算出の基礎となる金額

「税額」計算方法について

市民税 総所得 × 6% = 税額控除前所得割額 ・ ・ - 税額控除額 = 所得割額 ・ ・ + 均等割額

5万円の3%
1,500円

静岡市
3,000円

県民税 総所得 × 4% = 税額控除前所得割額 ・ ・ - 税額控除額 = 所得割額 ・ ・ + 均等割額

5万円の2%
1,000円

静岡県 1,400円
(1,000円+
「森林づくり県民税」400円)

+ = 特別徴収税額



この額を19年6月~20年5月の12ヶ月に平均して、給料から控除されることとなります。